

届出制の導入と揭示

●『専門家は実在性をどのように確認するのか？』

薬局・店舗のサイト上で、都道府県等への届出済であることを確認できるようにします。
対応する専門家の情報も揭示します。

公のサイト上でも届出済みである旨を揭示し、実在性をもあわせて確認できるようにします。

例1) 下記の情報の記載を義務づける。

薬局または店舗販売業の許可に関する情報

- ・ 当該薬局または店舗の名称・所在地
- ・ 当該薬局または店舗の許可番号・許可年月日
- ・ 当該薬局または店舗の郵便等販売の方法

届出済である旨の揭示

- ・ 届出番号等、消費者が届出の事実を確認できる情報を揭示

専門家に関する情報

- ・ 専門家の実在性を担保するための情報
例) 氏名・顔写真、資格情報等
- ・ 厚労省の資格検索システムとのリンク
<http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/top.jsp>

(イメージ画面)



情報提供・相談を担当する薬剤師

倉重達一郎
薬剤師登録番号XXXXXXXXXX.
XX大学薬学部卒。日本薬剤師研修センター認定薬剤師。



<http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/top.do>



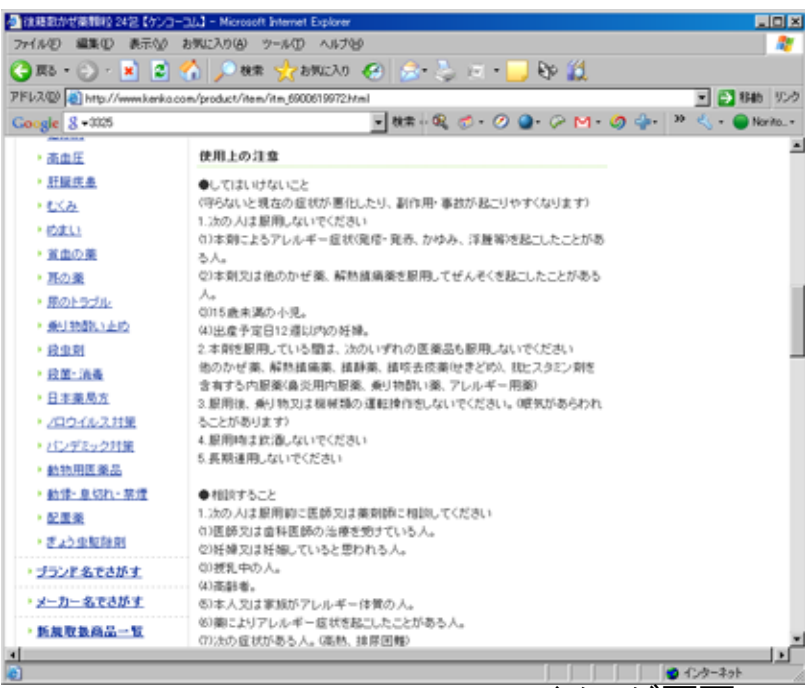
●『各医薬品の注意事項等をどのように説明するのか?』

各医薬品の外包もしくは添付文書にもとづいて、名称、成分および分量、用法および用量、効能または効果、使用上の注意等を明示します。

掲載内容については各店舗の専門家が確認し、必要に応じて諸注意を追記します。

その他、医薬品全般に関する汎用的な注意事項を掲示するなど啓蒙に努めます。

例) 下記のような情報の記載を義務づける。



(イメージ画面)

使用者情報の把握

●『使用者の情報や状態をどうやって把握するのか？』

使用者の状態を適切に把握します。問診の前に、購入者が使用者であるかを確認します。購入者と使用者が違う場合は、使用者の立場にたって答える旨、明示的に促します。

使用者の年齢、性別の申告を義務付けます。

使用者の状態について、禁忌事項に該当するか否かチェックボックス等で項目別に申告を義務付けます。

禁忌事項への該当があれば、医薬品の注文自体を受け付けません。

使用上の注意を明示し、読んで理解した旨の申告を義務付けます。

その他、気がかりな点を気軽に相談できるよう、様々な申告手段を設けます。(後述)

使用者の状況に即して、適切な情報を提供するための資料とします。



あなたはこの医薬品の使用者ですか？

使用者である 使用者ではない

(使用者でない場合に表示) 使用者でない場合は、使用者の立場にたってお答えください。

以下のあてはまる事項にチェックしてください。

既往歴の確認

既往症の確認

服用歴の確認

使用者は、前立腺肥大による排尿困難の症状がある

使用者は、高血圧、心臓病、甲状腺機能障害、糖尿病の診断を受けている

使用者は、他の鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン剤を含有する内服薬(かぜ薬、鎮咳去たん薬、乗り物酔い薬、アレルギー用薬)、塩酸フェニルプロパノールアミンを含有する内服薬(かぜ薬、鎮咳去たん薬)を飲んでいる。

使用者は、乗り物又は機械類の運転操作を行う。

使用者は、長期連用する予定がある。

服用経験・
期間の確認

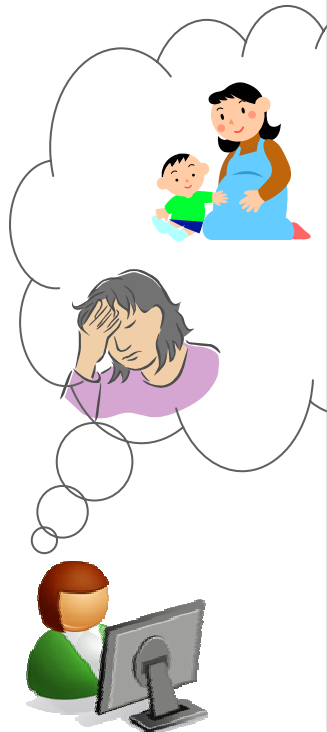
例) ある鼻炎薬でのイメージ画面

禁忌事項等への該当があれば、当該商品の販売をしない。

販売の際の相談応需

●『購入者の質問等に対しては誰がどのように対応するのか？』

購入者の質問に対しては、専門家本人が回答します。
電子メール、電話、FAX等、状況に応じて適切な手段にて、双方向のやりとりを実現します。
質問があった場合は販売前に回答します。
市販薬を用いた処置が不適切と考えられる場合は、受診勧奨を行います。
回答にあたる専門家は氏名を明らかにし、その実在性を確認できるようにします。



ご質問やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。お問い合わせいただく際は、お薬の『商品名』を必ずご記入ください)

この商品について、薬剤師に問い合わせフォームから相談する

この商品について、薬剤師に電話で相談する
受付時間：平日10:00～17:00
フリーダイヤル：0120-XXXX-XX
(携帯電話からは XXXX-XX-XXXX)

この商品について、薬剤師にTV電話(FOMA)で相談する
受付時間：平日10:00～17:00
電話番号：080-XXXX-XXXX
TV電話機能がついている、NTTドコモのFOMA端末のみご利用できます。
通話料は、お客様のご負担となります。ご了承ください。

このほか、購入手続きに関するお問い合わせ：
info@XXXX.com

例) 利用者に適した連絡手段を選択できるようにする。



いずれの場合も専門家本人が相談対応する。